令和6年5月9日付けで公告した上記工事について、下記のとおり公告を修正いたします。

修正箇所	修正前	修正後
1 工事概要 (9)特例監理技術者制度について	の要件を全て満たさなければならない。	本工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。
	(1)建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (2)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。ただし、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (3)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (4)同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるい	
	は別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)(5)特例監理技術者が兼務できる工事は、宮崎県内の工事でなければならない。(6)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。	
	(7)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (9)特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。 (※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。) 2. 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別記様式3-1を提出するこ	
	と。	